

当院からのご案内

◆当院は、以下の施設基準等に適合している旨、厚生労働省地方(支)局に届出を行っています

■ 外来感染対策向上加算

外来感染対策向上加算は、組織的な感染防止対策につき厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関（診療所に限る）において診療を行った場合、お一人につき月1回に限り所定点数（6点）を加算できるものです。また、発熱その他感染症を疑う症状に対して適切な感染防止対策を講じた上で診療を行った場合、「発熱患者等対応加算」として月1回に限り20点を加算いたします。今後もマスクの着用、手指の消毒、院内の換気などの対策を実施し、感染対策に努めていきますので、ご理解の程よろしくお願いいたします。

■ 電子的診療情報連携体制整備加算2

当院では、オンライン資格確認等システムを導入し、患者さまの診療情報等を診察室で確認・活用しながら診療を行っています。また、マイナ保険証の利用促進をはじめ、医療DXを通じて、より質の高い医療を提供できるよう努めています。電子処方箋を発行する体制又は調剤情報を電子処方箋管理サービスに登録する体制も整備されています。

診療内容や費用がわかりやすいよう、算定した診療報酬の区分・項目名、点数または金額を記載した明細書を患者さまへ無料でお渡ししています。

■ ニコチン依存症管理料

保険適用の禁煙治療を実施しています（対象要件あり）。治療内容・費用等は窓口でご案内します。

■ 在宅療養支援診療所3

当院は在宅支援診療所3の届出を行っており、以下の要件を満たしております。

- ・24時間連絡を受ける保険医又は看護職員をあらかじめ指定し、患者さまの求めに応じ24時間往診が可能な体制を確保し、往診担当医の氏名、担当日等を文書により提供していること。
- ・担当医師の指示のもと、24時間訪問看護のできる看護師あるいは訪問看護ステーションと連携する体制を維持すること。
- ・緊急時においては連携する保険医療機関において検査・入院時のベッドを確保し、その際に円滑な情報提供がなされること。

- ・在宅療養について適切な診療記録管理がなされていること。
- ・地域の介護・福祉サービス事業所と連携していること。
- ・年に一回、在宅でお看取（みとり）した方の人数を地方厚生（支）局長に報告すること。

■ 在宅療養実績加算1

当院は、過去1年間の緊急の往診実績が10件以上、在宅における看取りの実績が4件以上あります。

■ がん治療連携指導料

地域の医療機関と計画的に連携し、療養上の指導を行います。治療内容・連絡方法等は関係機関と共有します。

■ 在宅医療DX情報活用加算

在宅医療において ICT を活用した情報共有体制を整備しています。電子処方箋等の活用により、関係職種との連携を図ります。

■ 在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料

患者さまがご自宅や施設で安心して療養生活を送れるよう、定期的な訪問診療を行い、計画的な健康管理・投薬調整・緊急時対応などを包括的にを行います。

■ 在宅がん医療総合診療料

在宅でのがん医療を総合的に提供します。疼痛緩和を含む計画的な管理と関係機関との連携を行います。

■ 持続陽圧呼吸療法充実管理体制加算

睡眠時無呼吸症候群（SAS）に対する 持続陽圧呼吸療法（CPAP）を安全かつ適切に継続いただくため、厚生労働省が定める基準に基づき「持続陽圧呼吸療法充実管理体制加算」を算定しています。

■ 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料（遠隔モニタリング加算）

睡眠時無呼吸症候群（SAS）に対して 持続陽圧呼吸療法（CPAP）を実施されている患者さまの治療効果を より適切に評価し、安全に継続いただくため、CPAP装置の使用状況を遠隔モニタリング（オンライン管理）により確認しています。

厚生労働省の定める基準に基づき、「遠隔モニタリング加算」を算定する場合があります。

■ ウイルス・細菌核酸多項目同時検出

当院はウイルス・細菌核酸多項目同時検出の届出を行っており、以下の要件等を満たしております。

（１）感染症に係る診療を専ら担当する常勤の医師（専ら感染症に係る診療の経験を５年以上有するものに限る。）が１名以上又は臨床検査を専ら担当する常勤の医師（専ら臨床検査を担当した経験を５年以上有するものに限る。）が１名以上配置されていること。なお、臨床検査を専ら担当する医師とは、勤務時間の大部分において検体検査結果の判断の補助を行うとともに、検体検査全般の管理・運営並びに院内検査に用いる検査機器及び試薬の管理についても携わる者をいう。

（２）小児科、脳神経内科、脳神経外科又は救急医療の経験を５年以上有する常勤の医師が１名以上配置されていること。

■ 外科医療確保特別加算

■ 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）の注５

当院は厚生労働大臣が定めた医療従事者の人材確保や賃金改善を図る体制に関し、施設基準を満たし届出しております。国が定めた診療報酬算定要件に伴い、算定しております。

■ 医療情報取得加算

オンライン資格確認を行う体制を有し、受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行っています。

医療法人健隆会 落合内科